

屈折はしご付消防自動車（15m級 1台）仕様書

京都市消防局総務部施設課

(担当：原・菱野 075-212-6647)

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する屈折はしご付消防自動車（15m級）（以下「車両」という。）の設計及び製作に関する仕様について定めるものである。

第1 概要

この車両は、二輪駆動方式、キャブ付シャシに、15m級屈折はしご装置、特殊装置及びジャッキ・アウトリガー装置等を装備し、人命救助及び消火作業等の消防活動に使用することを目的とする車両で、次に掲げる部分により構成するものとする。

- 1 シャシ、キャブ及びボディ
- 2 屈折はしご装置、特殊装置及びジャッキ・アウトリガー装置
- 3 取付品及び付属品

第2 適合法令等

車両は次に掲げる法令、基準その他の関係規定に適合するもので、緊急自動車としての要件を備えていること。

- 1 道路運送車両法
- 2 道路運送車両の保安基準
- 3 消防用ホースの技術上の規格を定める省令
- 4 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令
- 5 消防用車両の安全基準の周知徹底について（消防庁消防・救急課長通知）で示す、はしご自動車の安全基準

第3 提出書類等

- 1 受注者は、契約後速やかに当局と細部について打合せを行い、次の書類等を2部提出すること。

(1) シャシ関係

- ア シャシ諸元明細
- イ シャシ組立図
- ウ シャシ重量分布表
- エ キャブ架装図及び組立図
- オ キャブチルト装置関係図
- カ 電気配線図
- キ バッテリー引出装置関係図
- ク シャシ番号及びエンジン番号表

ケ トラックカタログ及び消防車カタログ

(2) ぎ装関係

ア ぎ装諸元明細

イ 全般ぎ装図（4面図）

ウ ぎ装概要図

エ 主要部品図

オ 電気配線図

カ 油圧系統図

キ 動力伝達機構図

ク はしご構造強度計算書

ケ 車体安定度計算書（使用限界時、各方向旋回時、傾斜時、風圧時、梯上放水時）

コ 使用材料明細書（外注品を含む。）

サ 取扱説明書

(3) その他

ア 製作工程表（中間検査及び完成検査予定日を記入すること。）

イ 受注者における自主点検体制が確認できる図書

ウ その他当局が指示するもの

2 受注者は、車両の納入に際して、前記1の承認に係る図書（工程表を除く。）2部及び次に掲げる書類等を車両ごとに提出すること。

- | | |
|--|-----|
| (1) 自動車改造計算書 | 3部 |
| (2) 車両重量実測表 | 1部 |
| (3) 各種試験成績表 | 3部 |
| (4) 各種装置取扱説明書及び点検整備書 | 3部 |
| (5) シャシ取扱ハンドブック | 3部 |
| (6) 分解整備に必要な資料（整備要領書、パーツリスト等） | 1部 |
| ただし、過去と同一の車両等の納入実績がある場合は不要とする。 | |
| (7) 自動車検査証、自賠責保険証明書及びリサイクル券の各写し並びに登録後の車両四面写真 | 3部 |
| (8) 保証書 | 1部 |
| (9) 受注者の自主点検結果書 | 1部 |
| (10) その他当局が指示するもの | 必要数 |

第4 検査等

- 1 受注者は工程ごとに自主点検を行い、その結果をその都度報告すること。
- 2 検査は、中間検査及び完成検査とし、検査の実施場所は、中間検査は車両の内外装を組み立てる製作工場、完成検査は京都市消防活動総合センターとする。
なお、中間検査は、シャシとぎ装に分けて実施する。
- 3 検査は、当局の指示によって行うものとし、検査に必要な測定機器等は、受注者におい

て準備すること。

第5 登録の代行等

- 1 受注者は、自動車新規登録及び新規検査申請を代行し、同代行に係る一切の諸費用（重量税及びリサイクル料含む。）を負担すること。ただし、自動車損害賠償責任保険料は当局の負担とする。
- 2 自動車新規登録・新規検査申請を行う際、登録内容について、事前に当局と必ず協議すること。

第6 納入時の点検整備等

納入時には、十分な点検整備を行っておくとともに燃料タンクは満量とすること。

第7 納期、納入場所及び納入台数

- 1 納 期：令和8年3月13日（金）
- 2 納入場所：消防活動総合センター（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4）
- 3 納入台数：1台

第8 安全操作技能研修

- 1 納車時に納入車両を使用し、取扱説明及び安全操作技能研修を実施すること。（日数にあっては別途指示する。）
- 2 上記研修等に係る費用については、受注者の負担とする。

第9 保証等

- 1 車両整備上必要な部品は、納入後10年以上確保し、当局から要求があれば迅速に供給できること。
- 2 納入後1年以内に故障（事故及び過失による損傷は除く。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替え及びその他必要な措置を講じること。また、メーカーの定める保証期間内においても同様の措置を講じること。ただし、製作上の欠陥による故障は、期間にかかわることなく当局の使用期間中保証するものとする。
- 3 年末年始及び休日の車両故障等による、緊急時の連絡先、担当者氏名等を明記したアフターサービス・メンテナンス体制証明書（別紙2）を提出すること。

第10 疑義の解釈等

本仕様書の内容について、疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、その都度当局と協議を行うものとする。

第11 仕様

1 車両主要寸法等

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 全 長 | 7, 500 mm以下 |
| (2) 全 幅 | 2, 400 mm以下 |
| (3) 全 高 | 3, 720 mm以下 |
| (4) 軸 距 離 | 3, 800 mm以下 |
| (5) 車両総重量 | 14, 500 kg未満 |

別表2の積載品、別表3の支給積載品（重量約2.2kg）、別表4の積載替資器材及び別途指示するその他の積載器材（重量約172kg）を適法な状態で積載し運行できる車両として製作し、新規登録すること。

なお、シャシ重量等を勘案したうえで、積載器材の数量調整が必要になった場合、協議を実施したうえで、積載器材数の増減を指示する場合がある。

(6) 最大積載量

消防用器材分を可能な限り最大限確保すること。

2 シャシ

消防ポンプ自動車用トラックシャシで二輪駆動車とし、次の諸元を満足すること。

(1) シャシ型式

シャシ型式は、下記ア～エの条件を満たす日野自動車㈱「2DG-FE2ACA」又は同等車とする。

なお、上記型式が変更された場合、排出ガス規制値等を満たしている後継型式であると当局が確認し、同意した場合は、同後継型式を同等車と認める。

ア 京都市公用車購入等に係る車種選定要綱の適合車両

イ 平成28年排出ガス規制及び自動車NOx・PM法の適合車両

ウ 平成28年騒音規制フェーズ1及び平成22年4月から実施の灯火器保安基準の適合車両

エ 低排出ガス重量車認定車両

(2) エンジン主要諸元等

消防用検定合格エンジンとし、次の諸元を満足すること。

ア エンジン型式：水冷ディーゼルエンジン

イ 総排気量：5,000cc以上

ウ 検定出力：170kW（240PS）以上

(3) トランスミッション等

オートマチックトランスミッションとし、シフトレバーポジションを示すイジケーターランプが、運転席から容易に視認できる位置にあるとともに、シフトレバーをリバースの位置にした際に、キャブ内外に警報音を発する機構とすること。

(4) かじ取り装置は右ハンドルでパワーステアリング方式とすること。

(5) ブレーキ装置にはABS装置を取り付けること。

(6) アイドルストップシステム及び衝突被害軽減ブレーキシステムを標準装備しているシャシについては、同システムのキャンセルスイッチを設けること（構造上取り付けができない場合を除く。）。

(7) 重量用シャシスプリングを選定できるシャシにあつては、標準シャシスプリングに替えて、重量用シャシスプリングを取り付けること。

(8) 電装品

ア 電気系統は別途指示するものを除き、エンジンスタータスイッチのACC等及びONに連動して通電すること。

イ オルタネーター及びバッテリーは、車載可能な最高容量のものとする。

ウ バッテリーには、引出し式取付装置を設けること。

エ 過充電防止付自動充電器を後部座席下部に積載し、充電用メタルコンセント（5m長専用コード付き）をバッテリー付近に取り付けること。

また、充電時の走行を防止するための切替えスイッチを設けるとともに、接続中は、エンジンスタートできない機構とすること。

オ ヒューズボックスには、それぞれ名称及び容量を記入すること。

カ 電気系統の配線は、十分な電流容量を有するもので、かつ、耐候性に優れたものであること。

(9) 吸気ダクトの吸気口は可能な限り高くし、水の吸込みを低減すること。

3 キャブ

(1) キャブの構造

ア ダブルキャブとすること。

イ 座席は、前向きとし、前部2人、後部4人掛けとし、それぞれクッションスポンジ入りの超防汚シートカバー（色は赤×黒、選択できない場合は別途指示）張りとする。

ウ キャブ屋根は可能な限りキャブ内空間が確保できるよう高く設計するほか、キャブ屋根にはしご支柱収納用切込みを入れキャブ天井が低くなる場合は、走行中に頭部が接触する恐れのある箇所に安全対策をとること。

エ 後部座席の背板は、背もたれ部を上下落とし込み式とし空気呼吸器を取り出しやすくすること。

オ 座席下部には物入れを設け、物入れには通気口を設けるとともに、扉を設けること。

カ 後部座席の後部に、器材収納箱（座席背板の高さでキャブ幅）を取り付けること。

キ 空気呼吸器（重松製作所製A1-08又はA1-12）、空気ポンペ（重松製作所製530CII Z又はMS A社製CH-30）用の取付装置（クイックホルダー）を助手席右側に1基、後部座席後部に2基取り付けるとともに、面体吊下げ用金具（フック等）を各々取り付けること。

なお、空気呼吸器設置下部の板には、緩衝材等を貼り付けるとともに、空気呼吸器下部に収納した器材が容易に取り出せるよう、空気呼吸器下部以外の部分については板を取り付けることなく開口部として残しておくこと。

ク 各座席には2点式又は3点式のシートベルトを取り付けること。ただし、前後部座席の各ドア側4座席のシートベルトは、巻取式とすること。

ケ 運転席は、前後調整式とし、同席ドアの内側にはポケットを取り付けること。

- コ 前後部各座席ドア下部にアルミ製ステップを設けること。同ステップは、十分な強度があり滑りにくい形状とし、幅及び奥行とも可能な限り広く、かつ、低い位置に取り付けること。
- また、各ステップを有効に照明するフットランプ（LED）又はステップランプ（LED）を取り付けること（各ランプはドア連動式とすること。）。
- サ 各ドア後部の各ピラー（4箇所）には、ステンレス製の車外グリップを設けること。また、後部座席昇降用の車内グリップをキャブ内に設けること。
- シ 各ホイールアーチ部及び各リヤドア開口部にアルミプロテクターを取り付けること。
- ス フロントウインド付近にキャブ前面整備用として車外グリップを取り付けること。
- セ 前部座席の後部にステンレス製の後席グリップを設け、同グリップのどの位置でも取り外し可能なS字管フック（8個）を設けること。
- ソ フロントバンパー上面には、キャブ前面整備用足場として、必要な箇所にアルミ縞板を貼ること。ただし、構造上貼ることができない場合は除く。
- タ フロントバンパー前面にシャックル型の支点（使用荷重2 t以上）を2箇所取り付けること。また、付近に使用荷重及び同時使用の可否について記載した銘板を取り付けること。ただし、構造上取り付けることができない場合は除く。
- チ 運転席及び助手席の各天井部にLED照明灯を設置し、後部座席の天井部にはLED室内灯を運転席に光が漏れないように取り付けること。また、助手席の背面に小型LED照明灯を乗降に支障のない位置に取り付けること。
- なお、上記各照明灯は、スイッチ付きとし、「ON OFF DOOR」の表示を貼付すること。
- ツ 運転席と助手席の間にはセンターシート下物入れボックス及びセンターコンソールボックス（各緩衝材敷き）を設けること。
- テ 運転席後部の後席用グリップの後部側に地図入れボックス（パンチングメタルタイプ（パンチングメタル取付専用S字管フック3個付き））を設けること。
- ト 運転席を除く各ドア付近の上部には、フレキシブルマップランプ（LED、スイッチ付き）を室内用取手に支障のないように取り付けること。
- ナ キャブ内後面の上部に折畳み式二股フックを8個取り付けること。
- ニ キャブ後窓の内外には、ステンレス製保護枠を取り付けること。
- ヌ キャブ外天井部のバスケット搭乗時に足場となる部分にはアルミ縞板等の保護材を貼ること。
- ネ キャブ内に携帯無線機及び携帯電話を充電するための100Vコンセント（DCACインバーター付（定格出力700W以上））を2口設けること。（位置は別途指示する。）
- ノ キャブ内前部にシガーライタータイプのDC24Vの出力コネクタ（1個以上）

を取り付けること。

(2) 内張り

キャブ内天井部は、シャシ標準仕様とすること。ただし、天井に内張りを設けなければならないものにあつては、可能な限り高い位置に張るとともに、天井内の配線の点検等を容易に行える構造とすること。

(3) 計器類の取付け

ア キャブ内の助手席付近の別途指示する位置に電子サイレンアンプ、運転席付近の別途指示する位置に集中操作スイッチ（大阪サイレン製：S B W - D 1）及びエンジン回転計等を取り付けること。

なお、集中操作スイッチの配置は10連スイッチボックス配置例（別図1）を標準とすること。

イ 運転席及び助手席付近の各座席から操作しやすい位置に、電気サイレン用押しボタン式スイッチ（押下中のみ鳴動する機構とし、誤操作防止用のガードを取り付けること。）を各1個増設すること。

(4) 各ドアの施錠は、集中ドアロック方式とする。

(5) パワーウインドウ、LED式ヘッドランプ、電動格納式サイドミラーを選択できるものにあつては、標準品に替えて取り付けるとともに、左右サイドミラーについては、可能な限り広角を写撮できるもの（2面鏡式ミラー等、左サイドミラーには隊長用後方確認ミラー付）を使用すること。

(6) 別途指示する位置に、車輪止め積載ブラケットを取り付け、走行中に落下しない措置を講じること。

(7) キャブチルト装置

ア 昇降は、油圧式とし、操作は、メーカー標準仕様とすること。

イ 油圧シリンダーは、キャブ前部のフレームに取り付けるとともに、同シリンダーには、キャブの急落下を防止する安全装置を設けること。

ウ キャブチルト時にキャブを固定する支持棒（取外し式）を取り付け、支持棒及び支持棒受台は、黄色塗色すること。

4 屈折式はしご装置

屈折式はしご装置（以下「はしご装置」という。）本体は、関節をもって組み合わされた複数の枠組み及び枠組みの先端部に備え付けられたバスケットにより構成されたものであり、バスケットを使用範囲のいかなる位置にも移動させることができる構造であること。

はしご装置は、起伏、屈折、伸縮及び旋回の運動範囲でのいかなる条件のもとに操作を行っても異常なく、振動や騒音を発することなく、安全円滑な動作ができるものとし、はしご装置は整備しやすい構造とする。

また、電気機器類等は、適当な防水処置が施してあること。

- (1) はしご装置等の諸元は、次のとおりであること。
- ア 規格地上高（全伸長時） 15 m以上
 - イ バスケット荷重 2,700 N以上
 - ウ 安定度 1.3以上
 - エ 使用範囲
- 車両支持装置の張り出し幅最大、はしご先端の荷重条件をバスケット3名又は2,700 Nとした場合において、旋回中心から車輛両側方（旋回角度左右90度）に水平距離9.0 m以上の作業範囲を確保し、かつその際のはしご先端の地上高は9.0 m以上を確保できること。
- (2) はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回等の運動を行う装置は油圧式とし、その動力は、自動車機関の動力から取出すものであること。
- なお、自動車機関の動力による運動が不能となった場合においても同様の運動ができる応急装置を備えること。
- (3) 使用範囲のいかなる位置においても、次に掲げる荷重をはしごにかけて操作した場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ転倒に対して安全であること。
- ア バスケット内に2700 N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮、及び旋回を行う場合
 - イ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合
 - ウ 次式による静的な荷重を加えた場合
- $$\text{バスケットの床面積} / 0.25 \text{ m}^2 \times 900 \text{ N} \times 1.5$$
- (4) はしご装置に使用する部品の安全率は、ローラーチェーン及びリーフチェーンは5以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダー類は2以上、ホース及びチューブ類は3以上であること。
- (5) 車両支持装置の接地圧は、ジャッキ敷板を使用しない場合において0.9 MPa以下であり、その接地部分は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。
- (6) 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための措置が講じられていること。
- (7) はしごは繰り返し左右に旋回でき、かつ、他力によってはしごが回転しない構造であること。
- (8) 車両支持装置の張出距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。
- (9) はしごの使用条件により使用範囲の異なるものにあつては、使用条件を設定することにより自動的に使用範囲が切り替わるものであること。
- ただし、誤使用による危険を防止する装置が講じられているものにあつては、この限りでない。
- (10) はしご操作に要する時間は、次のとおりであること。

ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

ア はしごの収納状態から最大地上高まで及び最大地上高から収納状態までに要する時間は、それぞれ90秒以内

イ 360度回転時間 130秒以内

ウ 車両支持装置の展張及び収納に要する時間 30秒以内

エ はしごの傾斜の矯正及び収納に要する時間 60秒以内

(11) はしごには、次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側のみ操作ができる構造であること。

ア 車台安定装置

車台の安定に悪影響を及ぼすサスペンションの弾性を遮断する装置をいう。ただし、構造的に必要なものは、この限りでない。

イ ジャッキインタロック装置

はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置を操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置が操作できる装置をいう。

ウ 伸縮等防止装置

油圧配管及び油圧ホース等が破損した場合において、はしご、シリンダー及びジャッキ等が伸縮しない構造とする。

エ はしご自動停止装置

はしごの起伏中、伸張中及び旋回中において、障害物に突き当たった等の場合に自動的に停止させる装置をいう。

オ 使用限界自動停止装置

はしごが使用限界に達した場合、運動中のはしごを自動低速のうえ停止させる装置をいう。

ただし、使用限界が油圧シリンダエンド等、機械的に塔の運動が停止するものにあつては、この限りでない。

カ 傾斜自動停止装置

はしごの傾斜角が一定限度に達した場合、はしごの作動を自動的に停止させる装置をいう。

キ 緊急停止装置

緊急時の場合において、はしごの運動を速やかに停止させる装置をいう。

なお、基底操作部とバスケット内操作部に緊急停止ボタンを設置すること。このボタンは、押すとロックし、はしご操作が停止するとともに（ランプも点灯）操作部で作動していることを確認できること。また、再度ボタンを押す、もしくはボタンを引き戻すと緊急停止状態を解除すること。

ク キャブ保護装置

はしごがキャブ、車体及びジャッキに接近した場合において、自動的に停止させ

る装置をいう。

ケ 安定度確認装置

車両の左右の安定度が危険な領域に達した場合に、警報を発する装置又はジャッキが浮いた場合にはしごが自動停止する装置をいう。

コ はしご起伏・伸縮軟停止装置

起伏・伸縮レバーを急に離したり、起伏操作中に使用限界になった場合、自動低速のうえ停止する構造とする。

サ はしご監視装置

はしご制御装置が異常な状態となった場合は安全に収納できる構造であること。

シ 自動警報装置

各種安全装置が作動した際に、警報音を発する装置を設けるものとする。

(12) 傾斜矯正装置

傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に7度以上（ターンテーブルでの矯正のほか、ジャッキ・アウトリガー装置での矯正も含む。）矯正する装置を設けること。

(13) はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回等の各操作は、次のとおりとする。

ア 作動速度の調整ができること。

イ 誤操作を防止するため足踏みペダルと操作部との2動作により行う構造であること。

なお、足踏みペダルについては誤操作防止に配慮した構造とすること。

ウ 単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないこと。

エ 急激に操作を行った場合でも、はしごが危険な状態にならないこと。

オ はしごが作動範囲の限界付近に達した場合、自動低速のうえ停止すること。

カ はしご収納支援機能

はしご収納スイッチを設け、このスイッチを押すことでコンピューター制御により、収納角度及び旋回位置を合わせる等、はしご受けへの収納を支援する制御装置を設けること。

(14) はしごの基底部左右に各1基、はしごの伸長方向を有効に照射するはしご作業灯（佐藤工業所製：フラッシュボーイソブライトミックスタイプ計2基）を設置すること。

(15) はしご装置は地上から容易に認識できるような灯火（位置、大きさ等の詳細は別途指示する。）を取り付け、はしご基部操作装置座席から操作できる箇所に点灯スイッチを取り付けること。

5 バスケット装置

バスケットは、車両走行時はしご本体前端部に収納する構造とするほか、次によること。

(1) 起伏、屈折、伸縮及び旋回等の操作部は、バスケット上及びはしごの基底部において

自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

- (2) 使用範囲内において床面を常に水平に保つことができる平衡装置を備えること。
- (3) 床面は、滑り止めを施した踏み板であり、手摺の高さは110cm以上とすること。
- (4) 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であること。
- (5) 基底部との連絡ができる装備を設けること。
- (6) 内部にはしご姿勢表示装置を設けること。
- (7) 当局使用の担架（詳細は別途指示する。）を積載できる積載装置を取り付けること。
- (8) バスケット先端にカメラを取り付けること。なお、当該カメラの映像は、はしご基部操作装置座席で確認できること。
- (9) 昇降用ステップ又ははしごを取り付けること。
- (10) 左右40°以上旋回できる構造とし、建物に対し設置し易い構造とすること。
- (11) 3名以上が搭乗できる大きさであること。
- (12) 底面には、地上から容易に認識できるような塗装等を施すこと。（位置、大きさ等の詳細は別途指示する。）
- (13) バスケット前面に墜落制止用器具用のフックを可能な限り高い位置に1か所以上取り付けること。
- (14) 以下の取付品を取り付けること。

ア 自衛噴霧装置

- (ア) バスケットに2個以上の自衛噴霧ノズルを取り付けること。
- (イ) バスケットのノズルは、送水管からの配管で接続し、バスケット内にストップバルブを取り付け、容易に開閉ができる構造とすること。
- (ウ) 各自衛噴霧ノズルの放水量は毎分30リットル以上とすること。

イ 放水銃

- (ア) 基底操作部及びバスケット内操作部において遠隔操作できるリモコン式とし、電動式または油圧式により上下左右の角度調整及びノズルの開閉操作ができるものとすること。
- (イ) 放水銃の性能は、放水量毎分2000リットル以上とし、電動式可変噴霧ノズル（ヨネ(株)製：マックスフォースノズル、NV-65MM）を取り付けること。
- (ウ) 放水銃及びその送水配管は、使用圧力の1.5倍の水圧を加えた場合、水漏れ、著しい変形及び機能に支障が生じないものであること。

ウ 屋内進入放水口

- (ア) 65mmφ差込式差し金具とすること。（50mm兼用型は不可）
- (イ) バスケット内に容易に開閉が可能であるストップバルブを設けること。

エ バスケット作業灯

- (ア) 取付位置はバスケット側面を基本とし、活動に支障がないようバスケット手すり部上端より下方にバスケット作業灯（佐藤工業所製：フラッシュボーイソブラ

イトミックタイプ及び散光タイプ各1基)を2基取り付けること。

- (イ) スイッチは基底操作部及びバスケット内操作部に取り付けること。
- (ウ) バスケット内から手動で照射方向が調整でき、前方及び下方を広範囲に照射できるように設置すること。
- (エ) 発動発電機を起動する必要がある場合は、基底操作部及びバスケット内操作部に発動発電機の起動スイッチを設けること。

オ 投光器設置用基台

- (ア) 器材収納庫に積載の投光器(四国計測工業製:MIRACH-LED、MDC3030N-L09)を取り付けるための基台をバスケット手すり部付近に設けること。
- (イ) 基台は、取り付けた投光器を手動で旋回及び俯仰操作を行える構造とし、広範囲に照射位置を選択できるものとする。
- (ウ) 基台は救助活動及び消火活動の支障とならないよう取り外し可能な構造とすること。
- (エ) 基台及び投光器には落下防止措置を講じること。
- (オ) 投光器設置用基台にて投光器を使用する際は、ターンテーブル付近に発動発電機(ホンダ製:EUi)を搭載した状態で使用できる構造とし、発動機からの電源供給の「ON」「OFF」のスイッチをバスケット内に設けること。

カ 橙色灯火

バスケット左右側面底部付近に各1個取り付けること。

6 特殊装置

(1) 伸縮水路管

- ア 伸縮水路管は放水銃用及び屋内進入放水口用で、集水口からターンテーブルを通過してバスケットまで連続で敷設し、はしごの作動状況に連動して伸縮可能な構造とすること。
- イ 伸縮水路管内の圧力が許容圧力以上に上昇した場合及び許容圧力以下に降下した場合に作動する安全弁を設けること。

(2) 伸縮水路管用中継配管

- ア 車両後部に中継口を設けること。
- イ 送水能力は毎分2,000リットル以上とし、必要に応じて中継口の増設又は集水管の積載等を行うこと。
- ウ 伸縮水路管への送水を任意に操作するためコック等を設けること。
- エ 中継口へ送水された圧力を計測する圧力計を設置すること。
- オ 中継口に、通水抵抗が少ない堅ろうなストレーナを設けること。
- カ 中継配管には、操作の容易なドレーンを設けること。

(3) 支点

人員及び荷役吊下用として、はしごに支点を取り付けること。

7 ジャッキ・アウトリガー装置

(1) ジャッキ装置

ア はしご操作時の安定を図る構造とすること。

イ ターンテーブルの前後左右に各 1 個、計 4 個設け、取付間隔は、可能な限り大きくとること。

(2) アウトリガー

ア 油圧ホースが破損しても、ジャッキシリンダーが縮まない構造とすること。

イ アウトリガーが張り出す部分には、夜間でも判別できるよう自光式反射テープ又は自光式塗装によりマーキングをすること。また、その先端には警告灯を設けること。

(3) ジャッキ・アウトリガー操作部

ア 動作中のジャッキ・アウトリガーを容易に見通すことができる位置に設けること。

イ 各種スイッチ、モニター等のジャッキ・アウトリガー操作に必要な装置を備えるとともに、緊急停止ボタンを設置すること。

8 操作装置

(1) 基底操作部

ア ターンテーブル上に座席を設け、起伏、屈折、伸縮及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

イ 座席上部に防護枠を取り付けること。

なお、防護枠は、ステンレス網と強化ガラスを組合わせたものやアクリル製の強化プラスチック等、はしご操作時に視界の妨げとならないものとする。

(2) バスケット内操作部は、バスケット本体内にボックス型操作装置を設け、起伏、屈折、伸縮及び旋回用操作レバー及びはしご姿勢表示装置、各種スイッチ、インターホン等のはしご操作に必要な装置を備えるものとする。

(3) はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回等の動作は、同時操作ができる構造とする。

(4) はしご姿勢表示装置は、基部操作部座席前面及びバスケット内操作部にディスプレイを設け、アウトリガー張出幅に応じた作業半径と現在のはしご姿勢等を表示する構造とする。また、自動停止および異常発生時等はその警報をディスプレイに表示するとともに、警報音により周知できる構造とすること。

9 ボディ

(1) 組枠

ボディ組枠は、十分な強度を有するものとし、シャシに強固に取り付けること。

なお、骨組のシャシへの取り付けにあたっては、リベット継手又はボルト締めとし、重要部分のボルトには、ダブルナット等を使用すること。

また、ボディは可能な限り軽量化を図り製作し、積載品、支給積載品及び積載替資

器材を機能的に収納できるようにすること。

(2) ボディの形状

ボディの形状はトラック型を基本とし、ボディ上板にアルミ縞板を張り、燃料及び作動油の補給口に相当する位置に専用蓋を取り付けること。

(3) 器材収納庫及び収納装置

器材収納庫は、車両中央収納庫、下部収納庫及び後部収納庫とし、各収納庫には、必要に応じて上下式可動棚を設けること。（必要箇所は別途指示する。）

ア 器材の取り出し及び収納時の利便性、走行時の振動による資器材の移動、落下等がないように各棚に措置を行うとともに、必要に応じて収納箱、固定ベルト、固定装置等を設けること。

イ 各器材収納庫等には、前面扉の開放と連動して点灯する庫内灯を、庫内に積載した資器材を有効に照射できる位置（収納庫前面シャッターレールの側方等）に設けること。

ウ 器材収納庫に積載する器材は、別表 2 及び別表 4 に示すものとし、積載配置については、積み下ろしを容易にするために、重量器材をできる限り下方に積載すること。

エ 器材収納庫にホースバッグ 2 個が収納できる収納装置を設け、車両走行中にホースバッグの転落等を防止する固定装置を設けること。なお、各器材等が車両の振動によりシャッターに接触しないように固定する処置をとること。

オ 器材収納庫各扉は、手動式軽量アルミシャッター（バーハンドル式）とし、必要に応じてシャッターを閉める際に補助になるテープ等を設けること。（構造上困難な場合は除く。）

なお、運転席に設置の車両状態表示装置で全シャッター及び全扉（キャブ含む。）の開放状況を確認できるとともに、扉等の開いた状況での走行を防止するため、サイドブレーキ解除時に警報音（音声等）が鳴動する構造とすること。

カ 各器材収納庫等は、必要に応じてすのこ板、水抜き穴等を設け、パイプ等で車体下方に排水できるようにすること。

(4) 取付装置等

ア ターンテーブル上の座席付近に無線送受話器収納箱（送受話器を引っ掛けるためのフック及び扉を開放したときに扉を固定できるアームストッパー付き。）を取り付けること。また、スピーカーを同無線送受話器収納箱に取り付け、無線送受話器用の信号線とともに配線を施すこと。なお、スピーカー用の信号配線は、同収納箱扉を開放した際にエンジンスタータスイッチが OFF の状態であっても無線音声が出るよう専用スイッチを取り付けて配線し、予備の収納箱扉スイッチを 1 個納入すること。

イ 別途指示する位置にジャッキ敷板積載装置を取り付けること。

ウ ボディ側面に乗降用ステップを設けること。

エ 器材収納庫等に空気呼吸器用予備ボンベ3本が収納できる収納棚、固定装置等を設けること。

オ 後輪タイヤ前後及びタイヤハウス内には、可能な限り高照度の路肩灯（集中操作スイッチに接続すること。）を取り付けること。

カ 走行中に落下するおそれのある車両積載品等については、落下防止措置を二重に講じること。

10 作業灯

ボディの左右に作業灯を取り付け、スイッチは、各作業灯付近のボディの地上から操作しやすい位置に設けること。

11 塗装、その他のぎ装等

(1) 燃料タンク給油口は、注入口キャップ付近に使用燃料及び容量を明記すること。

(2) 前後左右フェンダー後部にマッドガードを取り付けること。

(3) 後部に取り付ける方向指示器等には、アルミ縞板製の箱枠を設けること。ただし、埋込み式の場合は除く。

(4) フロントグリル中央にメッキ製の消防記章（外径150mmφ）を取り付けること。

(5) 媒介スタンド等の固定用金具類は、金属製のものを使用すること。

(6) キャブ内塗装色は、シャシ標準色とする。

(7) キャブ内に使用する内装材は、難燃材とすること。

(8) 塗装下地は、完全な錆落としのうえ、いずれも十分な防錆塗装を行うこと。

(9) エンジンオイルドレンボルト及び車両底部ジャッキアップポイントに黄色塗色を施すこと。

(10) 車体塗装色は、消防朱色とし、3回以上塗装すること。また、はしご装置及びバスケットは白色で塗装すること。

(11) アルミ製及びステンレス製以外の縞鋼板部分は、亜鉛メタリコン吹加工とすること。

(12) ステンレス以外の手すり等にあつては、クロームメッキ処理とすること。

(13) 組枠及び板金の先端は、資器材の出入れ及び点検整備の際に危険がないように加工すること。

(14) 各々のスイッチ、コック、レバー、支点用フック、操作装置等には、名称、開閉方向及び許容荷重等のほか、必要に応じで許容条件又は注意事項等を記入した銘板等を取付けること。

(15) 当局の指示する文字（消防本部名（別図2・別図3）及び部隊名等）を反射素材のマーキングシールで作成し、貼付すること。ただし、反射素材のマーキングシールが貼付できない箇所にあつては、反射素材でないマーキングシールを貼付すること。（マーキングシールが貼付できない箇所は手書きとすること。）

なお、反射素材のマーキングシール貼付箇所についての詳細は、別途指示する。

- (16) 車両の左右側面・後面に赤色の再帰性に富んだ反射テープを貼付すること。(位置及び大きさ等の詳細は別途指示)
- (17) 別表 1 に示す「取付品」を取り付けること。
- (18) 別表 2 に示す「積載品」を積載し、取付装置及び積載装置を取り付けること。
- (19) 別表 3 に示す「支給積載品」の取付装置及び積載装置を取り付けること。
- (20) 別表 4 に示す「積載替資器材」の取付装置及び積載装置を取り付けること。

12 無線等

- (1) デジタル無線アンテナ用の点検口を車内天井の当局職員が指定する部分に設置し、同場所から同軸ケーブル(5D-2V)をデジタル無線設置位置まで配線すること。
- (2) 車載端末装置と無線機用として、車両バッテリーから直接電源線を取り出し、後部座席付近まで2芯線(赤黒)を2式配線すること。
- (3) アクセサリー、イグニッション、車速及びバックの信号線を後部座席下まで配線し、端子台(極数等詳細別途指示)を設けること。
なお、アクセサリー、イグニッションの信号線は5Aのヒューズ付のものを使用すること。
- (4) 車載無線機及び車載端末装置等の設置に必要な各種アンテナ、ケーブルの配線等については防水処置等を施工すること。
なお、設置箇所等の詳細については別途指示する。
- (5) キャビン上部が縞鋼板又はFRPで装される場合は、デジタル無線機用アンテナ基礎2箇所を設けること。
- (6) 支給品の車載無線機アンテナ(台座付2式)を取り付け、ケーブルを後部座席下まで引き込むこと。

第12 その他

1 同等品での入札参加

- (1) 本仕様書中に品名等を指定しているものについては、原則同品名を取り付け又は積載するものとするが、同等品確認依頼書(別紙3)により承認が得られた場合は、同等品での納入を可とする。
- (2) 同等品確認依頼書(別紙3)については、競争入札参加資格申請時に提出し(提出方法は入札公告及び入札説明書のとおり)、競争入札参加資格確認通知において承認を得ること。(ただし、納入しようとする物品が仕様書に記載された物品の場合は、証明を要しない)

審査の結果、同等品と承認できない場合には、入札参加を認めない。

競争入札参加資格申請時に同等品確認依頼書(別紙3)の提出がない場合は、仕様書に記載された物品で納入すること。

- 2 本仕様書中に示す取付方法及び取付位置、積載方法及び積載位置並びに数値等は、当局との協議のうえ、指示を受けた場合はこの限りでない。

- 3 本仕様書に記載する数量は、最低数量であり、同数量以上であれば可とする。
- 4 契約金額の支払は履行確認後とする。

取付品

別表 1

品名	型式等	取付方法等	数量
散光式赤色警光灯	名古屋電気工業製 (XB24-E3P50)	キャブ前部屋根上左右に取り付けること。(連動式)	1式
電気サイレン	大阪サイレン製 モーターサイレン7型	取り付けること。	1式
電子サイレンアンブ	大阪サイレン製 (TSK-D152) 別表5「京都市消防局 消防車用 サイレンアンブ搭載メッセージ一覧」内蔵	本文のとおり 京都市消防局広報メッセージ内容及び使用方法の簡易説明 (A4サイズラミネート加工) を積載すること。	1式
標識灯	標準品 (黄色)	取り付けること。	1式
LED赤色警光灯	大阪サイレン製 (LFA-160、LFA-200、LFA-300)	車両前面 (LFA-160)、側面部 (LFA-200) 及び後面 (LFA-300) を取り付けること。(各連動式)	各2基 6基
庫内灯	LED・白色 (ラインライト)	器材収納庫内シャッターレール付近に取付け (器材収納庫各扉の開放と連動して点灯)	1式
照明灯	大阪サイレン製 (LIA-200)	車両左右側面上部付近に取付け (付近にスイッチを設けること。)	2基
操作台照明灯	LED	はしご基部操作台付近に取付け	1式
ジャッキ操作部照明灯	LED	ジャッキ操作部に取付け (操作部及び操作説明が自発光するなど暗所でも操作に支障ない場合は取付け不要)	1式
ジャッキ部照明灯	LED	ジャッキ部を有効に照明できる位置に取付け	1式
ジャッキ先端灯	LED	ジャッキ先端部にガードを設けて取付け	1式
はしご作業灯	佐藤工業所製：フラッシュボーンタイプ ミックスタイプ	はしご基部左右 (はしご基部操作装置付近にスイッチ)	2基
バスケット作業灯	佐藤工業所製：フラッシュボーンタイプ ミックスタイプ及び散光タイプ	バスケット左右 (基部及びバスケット操作盤にスイッチ)	各1基 2基
エンジン回転計 (キャブ内)	アワーメーター付き	回転計は運転席計器盤内、アワーメーターは、コンソールボックス内とする。ただし、シャシ標準品でアワーメーター付きの場合は、同標準品で可とする。	1式
エンジン水温計	標準品	運転席付近に取り付けること。ただし、シャシ標準品でエンジン水温計付きの場合は、同標準品で可とする。	1式
エンジン油温計	標準品	運転席付近に取り付けること。ただし、シャシ標準品でエンジン油温計付きの場合は、同標準品で可とする。	1式
P T O積算計	標準品	運転席付近に取り付けること。ただし、シャシ標準品でP T O積算計付きの場合は、同標準品で可とする。	1式
風速計	標準品	検知部ははしご先端に取り付け、警報発信部は操作台付近に取付け	1式
水準器	専用品	取り付けること。	1式
カーヒーター	標準品	取り付けること。	1式
カーエアコン	標準品	取り付けること。	1式
AM/FMラジオ	標準品	取り付けること。	1式
自動車用時計	標準品 (デジタル式)	取り付けること。	1式
牽引用フック	シャックル型 (最大許容荷重2 t以上)	フロントバンパー前部2箇所に取付けること。(構造上取付不可の場合は除く)	2個
サンバイザー	標準品	運転席及び助手席前部に取り付けること。	1式
サイドバイザー	標準品	各ドア上部に取り付けること。	2個
握り手	標準品	キャブ内各ドア付近に取り付けること。	2個
後退警報及び左折警報ブザー	音声式 (スモールライトと連動しないこと)	車体後部及び左側に取り付けること。 (運転席付近にオンオフスイッチを設けること。)	1式
フロントグリル	メッキ製	取り付けること。	1式
フロントバンパー	メッキ製	取り付けること。	1式
ナンバープレート取付枠	ステンレス製太枠	取り付けること。	1式
燃料タンク	容量100L以上	取り付けること。	1式
フット又はステップランプ	標準品	本文のとおり	1式

スポットライト	LEDマップランプ型、スイッチ付き	本文のとおり	1式
後退灯	標準品	取り付けること。	1式
タイヤ	横浜ゴム株式会社製 ZEN902ZE(通年スタッドレス)	取り付けること。	1式
油圧ポンプ用P.T.0	専用型	取り付けること。	1式
油圧ポンプ用P.T.0切替スイッチ	専用型	運転席切替方式、作動確認灯併設	1式
エンジンガバナ	専用型(オールスピード型)	取り付けること。	1式
補助ラジエター	専用型	取り付けること。	1式
オイルクーラー	専用型	取り付けること。	1式
オイルパンヒーター	専用型(長さ10mコード付き)	運転席ステップ付近にメタルコンセントを設置すること。	1式
近接センサー	標準品	車両側面及び後部に取り付けること。	1式
バックカメラ	キャブ前方上部付近の運転者から視認しやすい位置に設置したモニターに表示	取り付けること。	1式
路肩灯	LED(白色)	取り付けること。	1式
側方灯	LED(黄色または橙色)	取り付けること。	6個
全自動充電器	24V: ANB-1224S(専用コード付き)	取り付けること。	1式
エンジンキー			6本
インターフォン	操作台、バスケット連絡用及び広報用	操作台付近には、トランペット型スピーカーマイク、ハンド型マイク(スピーカ別付け)を取り付けること	1式
無線用ケーブル	MVVS 2芯0.5sq(SP用)、MVVS 5芯0.3sq(送受話器用)	ターンテーブル上の座席付近に無線送受話器収納箱を取り付けること。	1式

積載品

別表2

品名	型式等	取付方法等	数量
媒介金具	ヨネ㈱製、軽合金製 65mm差込式受け金具×受け金具	積載	1個
媒介金具	ヨネ㈱製、軽合金製 65mm差込式差し金具×差し金具	積載	1個
集水管 (伸縮水路管中継用)	軽合金製、逆止弁付き (伸縮水路管への送水に不要の場合は積載不要) 65mm差込式受け金具2口×75mm差し金具	積載	1個
媒介金具 (伸縮水路管中継用)	軽合金製 (伸縮水路管への送水に不要の場合は積載不要) 65mm差込式受け金具×75mm差し金具	積載	1個
消火器	自動車用ABC粉末6.0kg入り	固定装置を設け積載	1個
車輪止	丸和商会製 大型	本文のとおり	4個
スベアタイヤ	横浜ゴム株式会社製 ZEN902ZE(通年スタッドレス)	積載	1本
タイヤチェーン	標準品 (後輪用シングル)	積載	1式
車両工具	標準品 (10トンダマジャッキ付)	積載	1式
ハブナットレンチ	標準品 (フロント及びリヤ用)	積載	1式
足置板	各座席用	取付け	1式
非常用信号用具	発煙筒、非常用信号灯 (マグネット付き) 及び三角表示板	積載	各1個
書類収納箱等	書類、AED、地図	本文のとおり	1式
作業灯	佐藤工業所製：フラッシュライトII ミックスタイプ	積載	1個
三脚	佐藤工業所製：フラッシュライト用ステン製三脚		1個
延長コード	佐藤工業所製：通常延長コード40m(20m×2本)、変換器含む		1式
泡ノズルアタッチメント (放水銃用)	ヨネ(株)製 FN-65MMMX	固定装置を設け積載	1個
管そう	ヨネ㈱製、安全管そう長さ500mm (PP-65A550SF)	固定装置を設け積載	1本
可変噴霧ノズル	ヨネ㈱製、ダブルコントロールノズル、NV-65W・II (京都市型)	管そうに取付け	1個
とび口	楯柄 長さ1.6m	固定装置を設け積載	2丁
ホースバッグ	別添仕様書のとおり	本文のとおり	2個
消防用ホース (65mm)	別添仕様書のとおり	収納庫内に収納	2本
消防用ホース (50mm)	別添仕様書のとおり	収納庫内に収納	2本
金てこ	25mmφ×900mm (黒色仕上げ)	固定装置を設け積載	1個
ショベル	金象印 バイブ柄ショベル丸形	固定装置を設け積載	1丁
分岐管	ヨネ製 スイベル式軽合金製65mmロック町野金具製 二又ボールコック付 (京都市型)	積載	1個
鉄線きょう (ボルトクリッパー)	切断径8mmφ用	固定装置を設け積載	1個
ジャッキ敷板	専用品	本文のとおり	4個
車高棒	SK伸縮式メジャーポール 6m	収納庫内に収納	1個
ホースバンド	応急漏水止め 65mm・50mm兼用	収納庫内に収納	2個
発電機1	標準機装品 (はしご非常操作及びバスケット作業灯に不要の場合は積載不要)	はしご非常操作及びバスケット照明灯用	1台
発電機2	ホンダEU9i	固定装置を設け積載 (車外に積載の場合は雨除けカバー付)	1台
コードリール	ハタヤ製 GN-30K	固定装置を設け積載	1個
投光器	四国計測工業製 MIRACH-LED MDC3030N-L09	固定装置を設け積載	1式
バルーン投光器	ライトボーイ製 LB030WS	収納庫内に収納	1台

支給積載品

別表 3

品名	型式等	取付方法等	数量	重量(kg)
車載無線機アンテナ	車載用260MHz帯λ/2ホイップアンテナ (台座・ケーブル付き)	本文のとおり	2式	1.2
コンビネーションスピーカー	TOA Q-SC705A (赤色)	本文のとおり	1個	1
合計				2.2

積載替資器材

別表 4

品名	型式等	取付方法等	数量	重量(kg)
管そう(切替ノズル付)	ヨネ勝製、安全管そう長さ500mm 三段切替ノズル(軽合金製)	器材収納庫に積載	1本	2.7
消防用ホース(65mm)	使用圧1.6Mpa、軽量ホース65mm×20m両端軽合金製差込式金具付き	器材収納庫に積載	4本	32
防水シート	ターポリン製(4.5kg)	器材収納庫に積載	2枚	8.4
隊長用ライト		キャブに積載	1本	1.2
隊員用ライト		キャブに積載	4本	1.6
防火衣, 防火帽, 防火靴		キャブ及び器材収納庫に積載	4式	28
斧	ベンケイ、ケース付	器材収納庫に積載	1丁	3
空気呼吸器	重松製作所製 A1-08	本文のとおり。	3基	30
空気呼吸器ポンベ	重松製作所製530F II Z又はM S A社製CH-30	器材収納庫に積載	3本	18
拡声器		キャブに積載	1個	0.7
警防地図一式		キャブに積載	1式	6
その他書類		キャブに積載	1式	10
無線装置一式		キャブに積載	1式	30
合計				171.6

京都市消防局 消防車用 サイレンアンプ搭載メッセージ一覧

別表5

区分	仕様	内容	音声	操作
右折	メーカー標準	右へ（に）曲がります。ご注意ください。	女声	ウィンカー連動
左折	メーカー標準	左へ（に）曲がります。ご注意ください。	女声	ウィンカー連動
後退	メーカー標準	バックします。ご注意ください。	女声	バックギア連動
渋滞通過	メーカー標準	消防車が通ります。進路を譲ってください。	女声 もしくは 男声	専用スイッチ
交差点	メーカー標準	交差点に進入します。ご注意ください。	女声 もしくは 男声	専用スイッチ
出動予告	メーカー標準	消防車が出動します。ご注意ください。	女声	専用スイッチ もしくは サイレン連動
CH. 1	専用	消防車が動きます。御注意ください。×3（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 2	専用	消防車が通ります。道を空けてください。×3（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 3	専用	消防車が左折します。御注意ください。×3（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 4	専用	御協力ありがとうございます。×3（英語→中国語→韓国語）	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 5	専用	こちらは京都市消防局、京都市消防団です。毎月5日、20日は、無火災推進日です。火災は、ちょっとした油断や不注意が原因で発生します。お出掛けの際や、お休み前にはもう一度火の元を確かめましょう。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 6	専用	こちらは京都市消防局、京都市消防団です。京都市内では、放火による火災が多く発生しています。家の周りに燃えやすい物を置かない、夜間には屋外の照明を点けて明るくするなど、放火されない環境を作りましょう。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 7	専用	こちらは京都市消防局です。ただ今、大雨の影響で河川の増水、低地の浸水、土砂災害などが発生する恐れがあります。今後の情報に十分注意してください。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 8	専用	こちらは京都市消防局です。現在、水道管内に濁りが発生しています。水の御使用に当たっては十分御留意ください。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 9	専用	こちらは京都市消防局です。先ほどの消防車の出動は、調査の結果、火災ではありませんでしたので御安心ください。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）
CH. 10	専用	こちらは京都市消防局です。発生中の火災はほぼ消し止められましたが、鎮火確認まで引き続き消防隊が活動しますので、御協力をお願いいたします。	女声	広報音声再生スイッチ （チャンネル選択式）

ホースバッグ（消防隊用）仕様書

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入するホースバッグの仕様について定めるものである。

1 材質

- (1) 生地：E S ターポリン（E S 8 5）オレンジ色
- (2) 中 芯：ベルボーレン 1 m m 厚×3 枚を両側面に縫入
- (3) 縫 製 糸：ビニロン（＃ 2 0 × 6）オレンジ色
- (4) 止め金具：管美施錠・・・4 3 m m B キリンス、D 環・・・3 5 m m

2 大きさ寸法等

- (1) 形状、寸法等は、ホースバッグ仕様図のとおりとする。
- (2) 生地は、二重合わせとする。
- (3) 肩掛けバンド取付部及び両側面握り手取付部は、リベット等で補強仕上げとすること。
- (4) 当局保有の 6 5 m m 消防用ホース（2 0 m）2 本を折畳んで収納できること。
- (5) 両側面に黒色丸ゴシック体 1 0 0 m m 角で「京都市消防局」と印字すること。

消防用ホース（65mm）仕様書

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する消防用ホース（65mm）（以下「ホース」という。）の仕様について定めるものである。

1 規格

消防用ホースは、次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）
- (3) 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）
- (4) 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）第11に適合したもの。
- (5) ホース、結合金具及び装着部は、各々、適用法令等に適合し、日本消防検定協会の品質評価試験に合格したものであること。
- (6) ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。
- (7) 装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示＜認＞が付されていること。
- (8) 結合金具には、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「結合金具に対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。

2 仕様等

(1) 品名、型式等

帝国繊維（株）キンパイホース New マイティーマイホース aya	65mm
オカニワ（株）タイゴンライトホース#100T	65mm
櫻護謨（株）スーパーロケットアドバンス16シグマX	65mm
芦森工業（株）ジェットホース Dライトエースα65	65mm
（株）初田製作所 YOKOIPROSTH16	65mm

以上のうち、いずれか1社の製品とする。

(2) 区分

使用圧：1.6 Mpa、呼称：65 mm、長さ：20 m

(3) ホースジャケット

2/1綾織ジャケットで、耳部が補強されていること。

(4) 内張り

樹脂引き

(5) 接手金具

ア 差込式差し口（呼称65 mm）、差込式受け口（呼称65 mm）とすること。

イ 金具は、アルミニウム合金製とすること。

ウ 金具は、差し金具の押輪と差し金具本体の摩擦抵抗による不意離脱防止機能を有し、通水の有無に関わらず、引き摺り等により不意に離脱しない構造とし、当局が保有する既存の通常差込式金具（ヨネカップ65 mm及びCY-65.50 J）と結合しても、同機能を発揮すること。

(6) 接手金具の取付方法

リング締め

3 所属整理番号の表示

(1) 表示方法

接手の取付金具にマーキングシールにより貼付するものとする。

(2) 表示位置



※ 貼付方向は、金具側からの読み取り方向とする。

(3) 表示サイズ、字体等

ア 表示サイズ

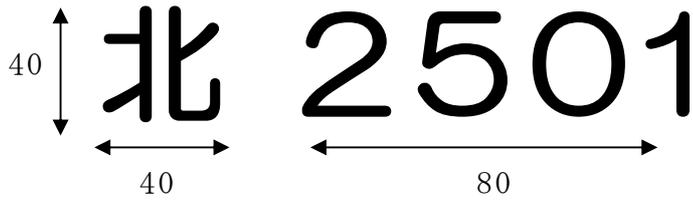
以下例示を基本とし、金具の大きさにより調整すること。

イ 字体

丸ゴシック体

ウ 例示

左横書きとすること。



単位：mm

(4) 所属別の文字色及び所属整理番号

所属	文字色	所属整理番号
北	赤	北25XX
上京	青	上25XX
左京	黄	左25XX
中京	緑	中25XX
東山	黒	東25XX
山科	オレンジ	山25XX
下京	赤	下25XX
南	青	南25XX
右京	オレンジ	右25XX
西京	黄	西25XX
伏見	黒	伏25XX
醍醐	緑	醍25XX

納入するホースに貼付する所属整理番号は別途指示する。

4 その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに当局と仕様等について打合せを行うとともに、本仕様書に疑義が生じた際は、その都度当局と協議し指示を受けること。
- (2) 納入品に対して品質保証書を1通提出すること。
- (3) 納品日は、事前に当局担当者に連絡し調整すること。

消防用ホース（50mm）仕様書

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に納入する消防用ホース（50mm）（以下「ホース」という。）の仕様について定めるものである。

1 規格

消防用ホースは、次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）
- (3) 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）
- (4) 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）第11に適合したもの。
- (5) ホース、結合金具及び装着部は、各々、適用法令等に適合し、日本消防検定協会の品質評価試験に合格したものであること。
- (6) ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。
- (7) 装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示＜認＞が付されていること。
- (8) 結合金具には、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示＜消＞及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「結合金具に対する品質評価試験」に合格した旨の表示＜NS＞が付されていること。

2 仕様

(1) 品名、型式等

帝国繊維（株）キンパイホースプロファイターaya-A	50mm
オカニワ（株）タイゴンライトホース#100α	50mm
櫻護謨（株）スーパーロケット16バリアライン	50mm
芦森工業（株）ジェットホース Dアタックエース	50mm
（株）初田製作所 YOKO I P R O u - A R	50mm

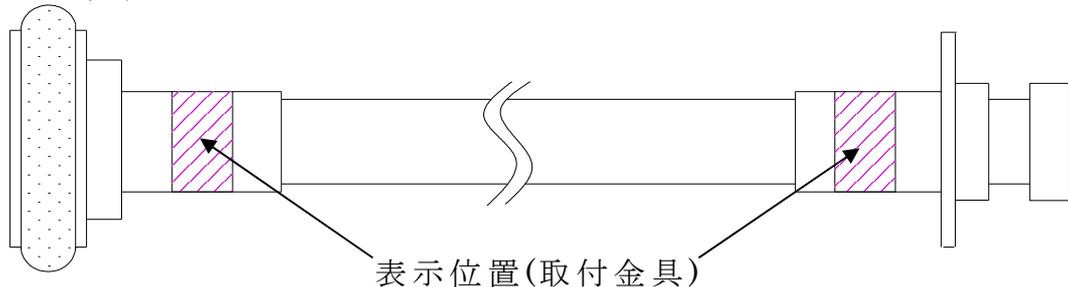
(2) 区分

使用圧：1.6MPa、呼称：50mm、長さ：20m

- (3) ホースジャケット
2 / 1 綾織ジャケット
- (4) ホースジャケットの補強等
ホースジャケットの繊維にポリアミド繊維又はアラミド繊維が使用されているとともに、耳部が補強されていること。
- (5) 内張り
樹脂引き
- (6) ホース色
黄色着色加工
- (7) 接手金具
呼称 6 5 . 5 0 m m、C Y - 6 5 . 5 0 J (ホース装着部は呼称 5 0)
- (8) 接手金具の取付け方法
リング締め

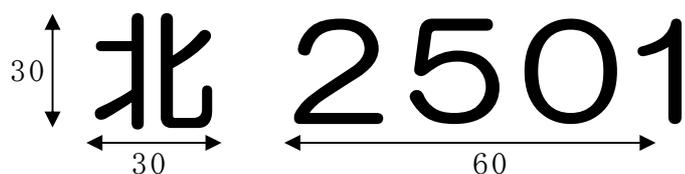
3 所属整理番号の表示

- (1) 表示方法
接手の取付金具にマーキングシールにより貼り付けるものとする。
- (2) 表示位置



※ 貼付方向は、金具側からの読み取り方向とする。

- (3) 表示サイズ及び字体等
 - ア 表示サイズ
以下例示を基本とし、金具の大きさにより調整すること。
 - イ 字体
丸ゴシック体
 - ウ 例示
左横書きとすること。



単位：mm

(4) 所属別の文字色及び所属整理番号

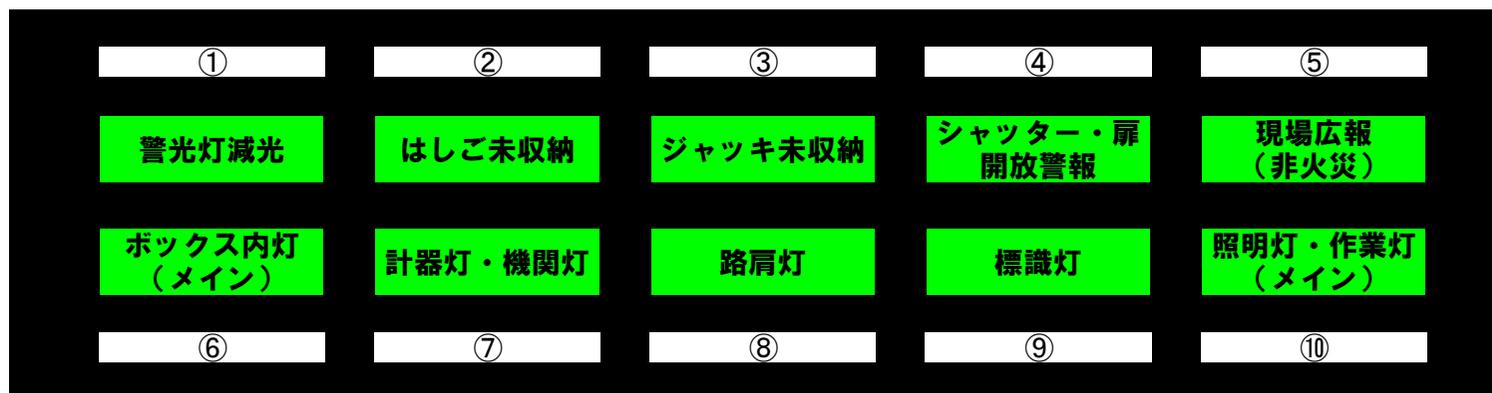
所属	文字色	所属整理番号
北	赤	北25XX
上京	青	上25XX
左京	黄	左25XX
中京	緑	中25XX
東山	黒	東25XX
山科	オレンジ	山25XX
下京	赤	下25XX
南	青	南25XX
右京	オレンジ	右25XX
西京	黄	西25XX
伏見	黒	伏25XX
醍醐	緑	醍25XX

納入するホースに貼付する所属整理番号は別途指示する。

4 その他

- (1) 受注者は、契約後速やかに当局と仕様等について打合せを行うとともに、本仕様書に疑義が生じた際は、その都度当局と協議し指示を受けること。
- (2) 納入品に対して品質保証書を1通提出すること。
- (3) 納品日は、事前に当局担当者に連絡し調整すること。

10連スイッチボックス配置例



- 表示
- ① 警光灯減光
 - ② はしご未収納
 - ③ ジャッキ未収納
 - ④ シャッター・扉開放警報
 - ⑤ 現場広報 (非火災)
 - ⑥ ボックス内灯 (メイン)
 - ⑦ 計器灯・機関灯
 - ⑧ 路肩灯
 - ⑨ 標識灯
 - ⑩ 照明灯・作業灯 (メイン)

- 動作
- 赤色警光灯点灯時に減光のON・OFF (駐車ブレーキ作動時のみ減光可能)
 - はしご未収納 (未ロック) 時に表示部点滅
 - ジャッキ未収納 (未ロック) 時に表示部点滅
 - シャッター及び扉開放時に表示部点滅
 - サイレンアンプ搭載メッセージ「CH.9」非火災報メッセージを1回再生
 - 器材収納庫内の照明灯の主電源ON・OFF
 - 計器灯・機関灯のON・OFF
 - 路肩灯のON・OFF
 - 標識灯のON・OFF
 - 照明灯・作業灯の主電源ON・OFF

消防本部名（日本語）

京都市消防局

- ・ フォント
丸ゴシック体（上記例示を基本とする）
- ・ 色
白もしくは朱
- ・ 大きさ
貼付を指示した位置に応じて調整する

消防本部名（英語）

**KYOTO CITY
FIRE DEPARTMENT**

- ・色
文字 白縁ー黒字ー白抜き
下線 黄色
- ・大きさ
貼付を指示した位置に応じて調整する
(ただし、縦横比の変更は不可)
- ・データ
契約決定後に提供 (.jpg .png)

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

(宛先) 京都市長

所在地

名称

代表者名



購入車両の納入後、修理、点検、保守その他のサービス及び部品の供給を10年以上確保するとともに、国内においてその体制が整備されていることを以下のとおり証明します。

アフターサービス・メンテナンス体制 (ぎ装)

名称	
所在地/連絡先	
出張体制	
夜間休日の連絡体制/連絡先	

アフターサービス・メンテナンス体制 (シャシ)

名称	
所在地/連絡先	
指定自動車整備事業場と受注者の関係	

部品調達日数・納入後部品供給可能年数

部 品 名	供 給 元	調達日数	供給可能年数
ぎ装整備に必要な部品		日	年
車検整備に必要な部品		日	年

同等品確認依頼書

(宛先) 京都市長

所在地

名称

代表者名



同等品での納入を希望するため、同等品確認を依頼します。

同等品諸元比較

	同等品	仕様書内指定品
品名		
規格(サイズ等)		
性能		
重量		
納入実績		

同等品での納入を希望する理由

--

※ 記載内容を確認できる書類(カタログ、メーカー発行の諸元表及び試験結果報告書等)を添付してください。

※ 同等品1種類ごとに同等品確認依頼を1部作成して下さい。